

# 第3期 加東市 教育振興基本計画

令和3年度～令和7年度



令和3年3月  
兵庫県加東市

表紙写真

上段 左：パソコンを活用した授業（小学校）

右：夏野菜植え（認定こども園）

下段 左：ペタンク大会

右：かとう学（小学校）

## はじめに

本市では、「人間力の育成 ～学びから新しい自分づくりと地域づくりをめざす加東市に！～」を基本理念として、平成 28（2016）年 3 月に「第 2 期加東市教育振興基本計画」を策定しました。令和 3（2021）年 3 月までの 5 年間の計画期間において、未来を生きる子どもたちの新たな教育のあり方として小中一貫教育を推進することを柱に、家庭教育、学校教育及び社会教育の充実に取り組み、人権文化に満ちた生涯学習社会の創造をめざしてまいりました。



近年、少子高齢化が進み、生活習慣の多様化や核家族化を背景に、幅広い年齢の人々とふれあう機会が減少し、地域や家庭における教育力の低下が指摘されています。また、超スマート社会（Society5.0）の実現に向け、人工知能（AI）やビッグデータの活用など情報通信技術の進展が進んでいます。教育現場では、GIGA スクール構想による ICT 環境の整備が急速に進み、本市においても一人 1 台のパソコン（学習者用端末）の整備が完了し、今後、個別最適化による効果的な活用が求められているところです。また一方で、いじめや不登校、子どもの貧困問題、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策などの課題も抱えています。

このような社会の大きな転換期にあって、こころ豊かな人生を生き抜くために、自立して力強く生き抜く力である「人間力」を育成することは、教育の普遍的な目標と捉え、この度、第 2 期計画の理念を引き継ぎ、基本理念を「人間力の育成 ～豊かな学びが新しい自分と地域を育むまち 加東～」として、「第 3 期加東市教育振興基本計画」を策定しました。

本計画においては、学びの連続性を大切にした小中一貫教育をさらに進めるとともに、生涯にわたって続けていく「豊かな学び」を支援する施策を展開し、学校、家庭、地域社会が連携・協働しながら、新しい自分と地域を育むまちの実現をめざしていきます。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました加東市教育振興基本計画策定委員会の委員の皆さまに心からお礼を申し上げますとともに、本計画に定める取組の推進に対し、なお一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

令和 3（2021）年 3 月

加東市長 安田 正義



# 目 次

## 第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画の対象	2
4. 計画の期間	2

## 第2章 教育をめぐる現状と課題

1. 計画策定の背景	3
(1) 国及び県の動向	3
(2) 本市の動き	3
2. 教育を取り巻く社会の状況	4
(1) 少子高齢化と人口減少	4
(2) 社会環境の変化・複雑化	5
3. 本市の教育の現状	7
(1) 市立小中学校における児童生徒数の推移	7
(2) 本市の教育に関する市民の意識・実態	8
(3) 全国学力・学習状況調査の結果	17
(4) 全国体力・運動能力調査の結果	21
(5) 英語教育の取組	23
(6) インクルーシブ教育の取組	24
(7) 問題行動やいじめ・不登校の状況	25
(8) 生涯学習施設や図書館の利用状況	26
4. 第2期計画の成果と課題	30

## 第3章 基本理念と基本方針

1. 基本理念	33
(1) 基本理念	33
(2) 重点テーマとめざす人間像	33
2. 基本方針と基本的方向	34
(1) 基本方針と基本的方向	34
(2) 基本理念イメージ図	36
3. 体系図	37

## 第4章 具体的な取組

基本方針Ⅰ 未来を切り拓く子どもを育む小中一貫教育の推進 ～学びの連続性を大切にした教育の充実～	40
基本的方向（１） 「確かな学力」の育成	40
基本的方向（２） 夢や志を持ち挑戦する力の育成	43
基本的方向（３） 「豊かな心」の育成	45
基本的方向（４） 「健やかな体」の育成	48
基本的方向（５） インクルーシブ教育の充実	51
基本的方向（６） 幼児教育の充実	52
基本方針Ⅱ 子どもの学びを支える教育環境の整備	53
基本的方向（１） 学校の組織力及び教職員の資質能力の向上	53
基本的方向（２） 家庭・地域の力を生かした教育の充実	55
基本的方向（３） 学校施設の整備と就学支援	58
基本方針Ⅲ 人生100年時代の到来を見すえた生涯学習の推進	60
基本的方向（１） 多様な学習機会の充実	60
基本的方向（２） 人権教育・啓発の推進	62
基本的方向（３） 文化芸術の振興	63
基本的方向（４） 文化財の保護と活用・継承	64
基本的方向（５） 生涯スポーツ・レクリエーション活動の推進	66
基本的方向（６） 社会教育施設及び社会体育施設の効率的な管理・運営	68
基本的方向（７） 図書館サービスの充実	69

## 第5章 計画の推進

1. 計画の推進	71
(1) 計画の推進	71

## 参考資料

1. 用語説明	72
2. 教育基本法	79
3. 加東市教育振興基本計画策定委員会設置要綱	82
4. 教育振興基本計画策定委員会委員名簿	83
5. 計画策定の経過	84

※本計画において、「\*」を付した用語の解説は、参考資料の「1. 用語説明」(p72～p78)にアイウエオ順に掲載しています。

※第4章具体的な取組での標記において、「小学校」には「義務教育学校前期課程\*」を、「中学校」には「義務教育学校後期課程\*」を含みます。

また、取組の内容や成果指標についても、対象としている小学校または中学校の学年には、義務教育学校\*における該当する学年を含みます。

(例：「児童生徒アンケート(市)対象：小6、中3」には、義務教育学校6年生、9年生を含みます。)

